

土採取業者の登録申請について

産業振興課あてに以下 1.～11. の書類を提出してください(受付印のある控えを必要とする方はその旨申し出るとともに、届書等の写しも提出してください)。

なお、合格証は登録済み通知文書と併せて簡易書留にてお返ししますので、以下 12.～13. も提出をお願いします。

【提出書類】

- | | |
|---------------------------|----|
| 1. 土採取業者登録申請書 | 1部 |
| 2. 誓約書(事業者名で提出) | 1部 |
| 3. 誓約書(現場責任者名で提出) | 1部 |
| 4. 現場責任者証明書(事業者名で提出) | 1部 |
| 5. 土採取業経歴書 | 1部 |
| 6. 現場責任者試験合格証又は業務主任者試験合格証 | 1部 |
| 7. 現場責任者の住民票(コピー不可) | 1部 |

(注) 千葉県内の市町村に住民登録のある人は提出不要です。

《以下 8. は、申請者が個人の場合のみ提出》

- | | |
|-------------------|----|
| 8. 申請者の住民票(コピー不可) | 1部 |
|-------------------|----|

(注) 千葉県内の市町村に住民登録のある人は提出不要です。

《以下 9.～11. は、申請者が法人の場合のみ提出》

- | | |
|-------------------------|----|
| 9. 業務を行う役員全ての住民票(コピー不可) | 1部 |
| 10. 登記事項証明書 | 1部 |

(注) 「目的」欄に「土砂採取業」に類した事項があることが必要です。

- | | |
|--------|----|
| 11. 定款 | 1部 |
|--------|----|

(注) 「目的」に「土砂採取業」に類した事項があることが必要です。

-
- | | |
|------------------------|--|
| 12. 470円分の切手を貼付した返信用封筒 | |
|------------------------|--|

(注) A4用紙類が折らずに入るサイズの封筒に、宛先を明記してください。

- | | |
|--------------|--|
| 13. 10円切手13枚 | |
|--------------|--|

(注) 余った場合お返ししますので、封筒に貼らないでください。

- | | |
|--|--|
| 14. 住民票、登記事項証明書は申請日前3ヶ月以内に発行されたものに限りません。 | |
|--|--|

【作成方法】

1. 申請書

- (1) 千葉県収入証紙13,000円分を用意する。
- (2) 事務所が2ヶ所以上ある場合は、それぞれの名称、所在地を記入する。
- (3) 事務所が2ヶ所以上ある場合は、それぞれの事務所ごとに現場責任者を置く。
※監査役又は監事は現場責任者となることはできないので注意すること。
- (4) 業務を行う役員の氏名については、株式会社、有限会社の場合は、取締役全員の氏名を、
合名会社、合資会社及び合同会社の場合は、業務執行役員全員の氏名を記入する。
※監査役又は監事の氏名は記入しないこと。

2. 誓約書（事業者名で提出）

「千葉県土採取条例第2条の5第1項第1号から第～号までに・・・」の「～」に「5号及び第7」と記入する。

~~~~~

《参考：千葉県土採取条例》

第2条の5

- 1 この条例の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- 2 第2条の10第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- 3 第2条の2の登録を受けた者（以下「土採取業者」という。）であつて法人であるものが第2条の10第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその土採取業者の業務を行う役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの
- 4 千葉県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等
- 5 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者がある者
- 6 その事務所ごとに、次に掲げる者であつて第1号から第4号までに該当しないものを現場責任者として置いていない者
  - イ 第2条の13の現場責任者試験に合格した者
  - ロ 土の採取に伴う災害の防止に関し、イに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であつて、規則で定めるもの
- 7 暴力団員等がその事業活動を支配する者

~~~~~

3. 誓約書（現場責任者名で提出）

- (1) 現場責任者1人につき1枚作成する。
- (2) 「千葉県土採取条例第2条の5第1項第1号から第～号までに・・・」の「～」に「4」と記入する。

4. 現場責任者証明書

- (1) 現場責任者試験合格者は「イ」の欄に、業務主任者試験合格者は「ロ」の欄に、それぞれ合格番号を記入する。
- (2) 事務所が2ヶ所以上ある場合は、それぞれについて記入する。

5. 土採取業経歴書

(1) 土採取業の創業年月日

- ① 法人である場合、登記事項証明書の目的欄に「土砂採取業」等が記載された日。
- ② 個人である場合、土砂採取業を始めた日。
- ③ 個人でこれから土採取業を始める場合は空欄のままとする。

(2) 兼業の種類

土採取業以外で行っている主な事業があれば記入する。

(3) 登録申請前の土採取業の経歴

- ① これから土採取業を始める（過去の実績がない）場合は「なし」と記入する。
- ② 過去に他の都道府県で土採取業を行ったことがある、会社の役員が過去に個人で土採取業を行ったことがある等の場合には次の例を参考に記入する。

（例）・平成〇年〇月頃から平成×年×月頃まで、△△県で土採取業に従事。

・代表取締役〇〇が個人登録で土採取業に従事（登録番号・・・号）。

(4) 今後の土採取業の計画

次の例を参考に記入する。

（例）・令和〇年〇月頃から◇◇市☆☆で採取予定。

記入方法等に不明な点がございましたら、電話等でお問い合わせください。申請する前にFAXいただければ下見もいたします。

【提出・問い合わせ先】

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1

千葉県商工労働部産業振興課資源対策室

電話：043-223-2735

FAX：043-222-4555